

## 第29号議案

### 島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条の条名を削る。

第2条を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の島根県特別会計条例第1条第1号の島根県用品調達等特別会計（次項において「特別会計」という。）の平成17年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（一般会計への帰属）

- 3 特別会計の平成17年度の出納閉鎖の際、特別会計に属する現金、物品及び同年度以前に生じた債権で同年度の出納閉鎖の期日までに収入済とならなかったもの並びに同年度中に支払義務を生じた支出金で同日までに支出済とならなかったものに係る負債は、一般会計に帰属するものとする。